GLOBE

グローブ　2012　秋

（公財）世界人権問題研究センター

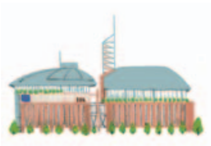

京都ジョブパーク

総合就業支援拠点

～京都ジョブパークは、人と社会の架け橋となり、働く喜びを実感できる希望の京都をつくります～

サービスの流れ

1. 利用登録
2. 初回面談
3. カウンセリング（担当者制）
4. 就職支援セミナー（スキルアップ）
5. 企業説明会・面接会（少人数制）
6. 職業紹介
7. 就職決定
8. 定着支援（就職後も安心）

（就職支援セミナーから職業紹介へ、企業説明会・面接会から就職決定へ直接進む流れもあり）

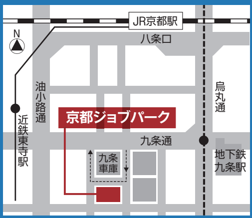

京都ジョブパーク

TEL.075-682-8915
FAX.075-682-4189

日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休み

〒601-8047
京都市南区東九条下殿田町70
京都テルサ 西館3階

京都ジョブパーク 北部サテライト

TEL.0773-22-3815
FAX.0773-22-3816

土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休み

〒620-0055 福知山市篠尾新町1-14
エースビル3階・4階

GLOBE

GLOBE　No. 71　2012　autumn…目次

歴史随想　北ツ海文化圏と出雲（上）……………上田　正昭　2
シンポジウム報告　人権問題シンポジウム……………松波　めぐみ　4
―公益財団法人移行記念―
外部寄稿　こどもみらい館の目指すこと……………浅野　明美　6
―親と子の安心のために―
国際人権・随想　アジア諸国と人権（その三一）……安藤　仁介　8
研究第一部　外国人の法的地位……………村上　正直　10
研究第二部　神輿を舁く人々……………西山　剛　12
―洛中洛外図屏風読本から―
研究第三部　金稔万さん本名裁判について……空野　佳弘　14
研究第四部　敦賀地方の産小屋を訪ねて……福嶋　由里子　16
研究第五部　人権教育と高等教育改革の動向…平沢　安政　18
書評　人権問題研究叢書7　田端泰子著『歴史のなかの女性の人権』…源　淳子　20
事業案内　京都府人権フェスタ紹介……………25
〃　2012年度　人権大学講座／講座・人権ゆかりの地をたずねて……………26

〔連載〕　人権の〝館〟　神戸華僑歴史博物館　仲尾　宏　22
〈海外の人権紀行〉　市民セクターと政府の協働と対抗―韓国の事例から　安里和晃　28

GLOBE（グローブ）　ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「トキワマンサク（赤）」〈NPO法人日本写道協会会員　笠本眞理氏提供〉

◆歴史随想―㊼

北ツ海文化圏と出雲（上）

研究センター理事長
京都大学名誉教授
上田　正昭

去る七月二十七日から京都国立博物館で、『古事記』千三百年と平成二十五年五月の出雲大社の大遷宮を記念する「大出雲展」が開催され、あわせて関連のシンポジウム「ヤマト王権と出雲」が国立京都国際会館で実施された。

その基調講演「出雲古代史の魅力」は私が担当した。学界ではややもすればヤマト王権の側からの古代出雲論が主流を占めてきたが、宮都のあったヤマト、すなわちいわゆる「中央」から出雲を論究する「中央史観」だけでは、古代出雲の実像をみきわめることはできない。

出雲国は山陰道七カ国のひとつであった（和銅六年の四月三日からは丹波の北部五郡が丹後に分置されてからは八カ国となる）。明治二十八年のころから山陽道が「表日本」で、山陰道は「裏日本」とみなされるようになり、明治三十三年のころからは、明確に「裏日本」は後進地域と意識されるようになった。

こうした「裏日本」観で、古代出雲を論ずることが、いかに誤っているかは、昭和五十七年の七月、出雲市斐川町の神庭荒神谷遺跡から、弥生時代の銅剣全国総数約三百本を上廻る銅剣三五八本が出土し、平成八年の十月、雲南市加茂町の岩倉遺跡で、全国最多の銅鐸三十九個がみつかったのをみても明らかである。

近畿を中心とする銅鐸文化圏と北九州を中心とする銅剣・銅鉾文化圏を提唱されたのは、哲学者の和辻哲郎先生であった（『日本古代文化』の大正十四年の改訂稿版）。この説は考古学界でも支持されてきたが、私はこの説に疑問をいだいてきた。そして昭和四十九年の『出雲』（毎

日新聞社）の「解説」では「銅鐸の文化と銅剣・銅鉾・銅戈の文化とが、島根県内に地域的特色を示しながら交錯していること」に注目した。

出雲大社境内地遺跡の発掘調査で、平成十二年の四月には大社造（九本柱）の南中央の宇豆柱（うずばしら）の巨柱が姿を表わし（直径一・七メートル）、九月には南東側柱の巨柱と岩根の御柱（心の御柱・直径約三メートル）が確認された。現在の本殿でも高さは八丈（二十四メートル）だが、かつては十六丈あったと伝えられている。多くの建築家は疑問視したが、昭和四十年に著わした『出雲の神話』（淡交社）のなかで「十六丈の高さを有するものが、この宮地に造営されていたことはたしかな事実であろう」と述べた。巨柱の年輪年代測定では一二二七年の数年後の伐採であることがたしかとなった。鎌倉時代の前期においても十六丈の高さであった可能性が濃厚になった。

天禄元年（九七〇）に源為憲（みなもとのためのり）が書いた『口遊（くちずさみ）』に、「雲太（うんた）（出雲大社神殿）・和二（わに）（東大寺大仏殿）・京三（きょうさん）（平安宮大極殿）とし、康治二年（一一四三）や久安四年（一一四八）の宣旨（せんじ）が「天下無双の大廈（たいか）」と記していたのも、けっして誇張ではなかった。

出雲は裏日本とする説が虚構であることは出雲大社ひとつをかえりみてもわかる。ヤマトの側からだけでなく、出雲の側からグローカル（ローカルでグローバル）な視角から検討する必要がある。その場合にヤマトと出雲の陸路のみで論じてはならない。『出雲国風土記』のみが書きとどめている「国引き神話」じたいが、北ツ海（日本海）を背景としているように、海上の道もみのがせない。

日本海の命名は日本帝国主義の朝鮮侵略にもとづくという意見は全くの誤りである。一六〇二年にイタリアの宣教師マテオ・リッチが北京で作製した『坤輿（こんよ）万国全図』には、漢字ではっきりと「日本海」と書いている。日本人では蘭学者山村才助が享和二年（一八〇二）の『訂正増訳采覧異言（ぞうやくさいらんいげん）』の付図に「日本海」と明記するのが古い。

それなら「日本海」以前に古代の人びとはなんとよんだのか。「日本海」は「北ツ海」と称されていた。

人権問題シンポジウム

―公益財団法人移行記念―

　世界人権問題研究センターの公益財団法人への移行を記念して、２０１２年９月14日、ウイングス京都にて「市民意識調査」を主題とするシンポジウムが開催されました。大阪府（神原文子先生）、京都府（伊藤悦子先生）、兵庫県姫路市（阿久澤麻理子先生）、それぞれの自治体による意識調査の分析に深く関わった三人の先生方より、同和問題に焦点を絞ってお話いただき、今後の人権教育・啓発のあり方について問題提起がなされました。会場には近畿全府県から自治体関係者、企業関係者、教育関係者、市民等、多数の参加をいただき、盛況のうちに終わることができました。ご参加、ご協力くださった皆さまに感謝致します。

　まず各先生がそれぞれに報告し、パネルディスカッションでは特に「経年変化、差別意識に影響を与えているものは何か、人権教育・啓発の効果」の三点について議論が交わされました。以下、この三点に絞って報告します。

◆忌避意識は減少したか（経年変化）

　神原先生からは、２０００年と２０１０年の比較で、結婚や住宅を選ぶ際に同和地区や同和地区の人を避ける「忌避意識」がわずかながら増加し、特に女性と高学歴者にその傾向があることが指摘されました。また部落差別の現状認識を年代別で見ると、若い人ほど「差別意識が現在でも残っている」と考え、差別を「なくすのは難しい」と回答していることがわかりました。伊藤先生からは、結婚時の身元調査等についてあまり変化がないこと、若い層に風習を気にする等の伝統回帰傾向がみられることが述べられました。一方、姫路の調査では、（過去の調査と項目が異なり比較しにくいため）年齢別の変化として、若い層ほど結婚や土地問題については差別をしない傾向であったことが示されました。

◆差別意識に影響を与えているものは何か

　同和問題について身近な人から否定的な情報を得た場合、それが学習等によって修正されにくいことを神原先生は指摘し、さらに、人が差別をするのは身を守るため、利益を得るため、優越感を得るため等様々な動機がありうるけれど、社会がそれを容認しているということが差別温存の大きな理由だと述べられました。伊藤先生からは、研修への参加率の低さ（５年間で一度でも研修に参

加したのは15％）や、同和対策事業終了から10年が経って同和問題の学習が減っていることの影響が指摘されました。阿久澤先生は、人権についての様々な考え方と忌避意識のクロス集計から、競争や自己責任を強調するネオリベラルな考え方が差別や排除に大きく影響していることが明らかにされました。

なお各調査に共通して、男性より女性の方が同和地区の人との結婚に忌避的との結果が出ていますが、ここでは結婚一般において男性に対して「職業」「収入」が重視される（一方で女性は「容姿」「家事能力」）というジェンダー意識や、同和地区のおかれた社会的・経済的条件が排除に関係している可能性が指摘されました。

◆人権教育・啓発の効果と今後の課題

大阪府の調査結果では、小中学校での人権学習の経験と、同和地区への忌避意識とは有意な関連はみられず、その原因として神原先生は部落差別を学ぶ際に解決策が必ずしも明確に示されてこなかったことを指摘されました。伊藤先生は従来の研修が一定の効果をもったことを評価しつつ、今後はとりわけ若い世代が参加したくなるような工夫が必要であり、当事者の語りやフィールドワークが支持されていると述べられました。

阿久澤先生からは、人権学習・啓発の課題として、差別の不当性や「思いやり」等の価値観を強調することにとどまらず、やはり具体的な問題を公的に解決していくとはどういうことかという道筋をとりあげていく必要があると提起されました。

今後のとりくみとして、神原先生からは、同和地区と周辺の人々と交流を深め、協働してまちづくり等を行った場合には啓発効果があったことから、そうした機会をどのように増やしていけるのかという問題提起がありました。伊藤先生からも、同和地区内外を問わず「同和問題の解決に取り組んでいる人」との出会いが、同和問題に関わる意識に積極的な影響を与えていることが示され、同様に阿久澤先生からも、同和地区の人をただ「知っている」のでなく「親しくつき合っている人がいる」と答えている人が様々な問いに積極的な返答をしていることが述べられました。同和地区の人の話を聞くということについても、例えば従来とはやり方を変えて、リビングライブラリーのようなかたちで話を聞き直すことや、現地の産業に焦点をあててワークショップを行うという方法も示唆されました。

（文責　研究センター専任研究員　松波　めぐみ）

京都市子育て支援総合センター

こどもみらい館の目指すこと

―親と子の安心のために―

京都市子育て支援総合センター
こどもみらい館　館長
浅野　明美

館内に一歩足を踏み入れると、子ども達の歓声が高い天井にまで響き渡っています。大型の木製遊具が魅力の「元気ランド」です。就学前の乳幼児とその保護者のための遊び場です。「子育て支援ボランティア」さんは保護者からの日常的な質問を受けたりしながら、安全に気配りをし、子ども達を見守っています。図書館では、「読み聞かせボランティア」さんが、日に2回、絵本の読み聞かせをしています。人気の絵本の時には会場はあふれんばかりです。

こどもみらい館は平成11年12月23日に開館し、今年で13年目となり、来館者は日に約１３００人、優に５００万人を超えました。いまだに週1～2件、各分野・各界の方々が国内外から視察や見学に来られ、職員は嬉しい悲鳴を上げています。

こどもみらい館の主な機能は、子ども達の遊び場だけではなく、最新の子育ての「情報発信」、各種なんでも「相談」、保育士・幼稚園教諭のための「研修」、そして「研究」と多岐に亘っています。また「共同機構」と言う国公私立の保育園（所）・幼稚園それぞれの事務局からなる組織があり、全ての事務局は館内に設置され、こどもみらい館と共に様々な事業を展開しています。

京都市は、平成19年2月に「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定しました（表参照）。その第三節には「子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。」とあり、まさにこどもみらい館の成すべきことが明記されていると解釈しています。平成22年４月にはこの市民憲章を踏まえ、親自身が親としての心構えや子育ての知識・技術を子どもの発達の段階に応じて学べる「親支援プログラム～ほっこり子育てひろば～」を策定し、保健センター、保育園（所）、幼稚園、児童館などで実施されてきています。こどもみらい館は就学前の子どもの保護者のためのプログラム策定の際の事務局を担い、現在は全市展開を望むべくモデル事業を実施し、普及に努めています。

◎子どもを共に育む京都市民憲章
（平成19年2月5日制定）
わたくしたちは、
一　子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
一　子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
一　子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
一　子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
一　子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
一　子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

国の母子保健法第4条の2に「乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。」と記されています。

我が子を日々世話する中で、おっぱいは足りているか、発達は遅くないか、離乳食のことを知りたい、今の育て方でいいのか、知り合いに言われたことが気になる、お友達と上手く遊べない…等々の心配事が出てきます。周囲に育児のベテランや専門職が居て直ぐに解決に繋がればとても安心で幸せな事ですが、孤立している親はしんどい思いが募りがちです。虐待やその予備軍には誰でも陥る可能性があることは周知の事実です。

こどもみらい館のなんでも「相談」には、「元気ランド」での日常の相談、顔の見えない「電話相談」、予約制で専門職が対応する「対面相談」、専門科の医師による「健康相談」があり、また母子保健に基づいたミニ講話とその場で質問に答えるスタイルの「館長の井戸端サロン」など幾つもの相談の受け皿を準備して、出来得る限り丁寧な対応を心掛けています。今までには余り多くはないですが、「子どもが可愛くない。」「叩いてしまいます。」などの相談も実際にはありました。

志の高いボランティアの方々に支えられての子育て支援事業、「共同機構」の名の元の各種「研修」、将来子どもに関わる仕事に就きたいと願う学生への「保育士・幼稚園教諭養成大学との連携講座」、近未来の子育て支援の理想像を追うための「研究」、前述した各種「相談」事業、そして全市挙げての「親支援プログラム」。これら全ての事業が、子育て奮闘中の親子の笑顔に繋がることを願い、信じて、こどもみらい館は明日も親子と共に歩み続けます。

シリーズ　国際人権・随想㊴

アジア諸国と人権（その三二）

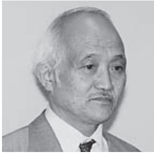

研究センター所長
京都大学名誉教授
安藤　仁介

　さて、すでに指摘したとおり、アウン・サン・スー・チーは軍政府に何度も自宅軟禁されながら、平和的手段でビルマの民主化に努力してきましたが、最近の政府の動向には少なくとも表面上大きな変化が見られます。まず二〇〇七年九月に軍の優位を掲げた新憲法草案が発表され、翌〇八年の国民投票で九割以上の賛成で承認されました。二〇一〇年この憲法のもとで二〇年ぶりの総選挙が実施され、上下両院で四分の一議席を保障された軍人枠を背景に、国家平和発展評議会（ＳＰＤＣ）が圧勝しテイン・セインが大統領に選ばれました。当初スー・チーの国民民主同盟（ＮＬＤ）は選挙をボイコットしていましたが、二〇一一年軍政から民政への移管を受け、同年八月にはスー・チーとテイン・セインの話し合いが実現し、二〇一二年の下院補欠選挙にはスー・チー自身が立候補して圧倒的多数で当選しました。この間、政府は二〇一一年五月と翌一二年一月多数の政治犯を釈放し、とくに後者には一九八八年民主化運動の学生リーダーだったミン・コー・ナインが含まれています。こうした動きのなか、欧日はビルマへの投資を解禁し、二〇一一年にはクリントン米国国務長官もビルマを訪れテイン・セイン大統領と会談しました。また、これに先立ち、同大統領は中国との国境地域に建設予定のミッソン巨大ダム計画の中止を発表しました。

　この自由化がどこまで本物でどこまで進むかは、もう少し時間がたたないと判断できません。一説では、スー・チーは二〇一五年の選挙における大勝利と民主化の進展を目指しているといわれます。しかし、リーダーがだれになろうと、ビルマの行手には三つの大きな問題があるといわなければなりません。それは、経済発展と民主化、軍の既得権益の処理、そして少数民族問題です。まず経済発展ですが、何回も指摘したように、ビルマは国土も広く、六千万以上の勤勉な人口を抱え、天然資源にも恵まれていますので、これらをうまく活用すれば、大きく経済発展する可能性を持っています。ある意味で、アセアンの盟主である隣国のタイよりも大きな可能性を持っ

ているでしょう。しかし、この可能性を多くの国民のプラスとするためには、外国からの投資を国民の雇用拡大につなげ、国際競争に耐える効率の良い産業の生育につなげる必要があります。そして発展の過程で生じる「格差」が、恵まれない国民層の不満を癒す方策に留意しなければなりません。

つぎに、ながい軍政時代に蓄積された軍部や政府関係者の既得権益をどのように処理するか、も問題です。現在、議会の多数派を占める軍や政府関係者が多数の国民のために、自分たちの既得権益をたやすく手放すとは思われません。そうなると、よほど強権的な手段に訴えないかぎり、かれらの了解をとりながら、おそらく時間をかけて少しずつかれらの特権を削り、それを意欲・才能を持つ国民層に移す方策が不可欠でしょう。しかも外国からの投資は、基本的に利潤を比較的短期間に回収することを狙うでしょう。その意味で、外国資本にとっては既存権益層と安易に手を組むほうが、短期的な利潤回収がはかどるかもしれません。したがって、既存権益層の了解をとりながら、国民多数の利益となる経済発展計画を作り上げることは、決して容易な技ではありません。

最後に、多くの少数民族を抱えたビルマ特有の悩みがあります。国民全体の七割近くがビルマ族ですが、それは三割以上がビルマ族でないということです。英国の植民地から独立を達成した直後のビルマが、少数民族の自立・自決運動によって、国家分裂・崩壊の危機に見舞われ、それを回避するために軍事独裁の政体がいわば必要に迫られて出来上がってきた過程は、先に見た通りです。そして、そうした体制が、独立後のビルマで長く続いてきたことも事実です。また、英国に植民化される以前のビルマも、ビルマ族が絶えず支配し続けていたわけでもありません。現在でも、北部のカチン族は独立を目指して武力闘争を続けています。また、西部のバングラデシュと接する地域には、植民地時代にインドから強制移住させられてきたイスラム教徒のロヒンギャ族が住み着いています。しかも、かれらはビルマ国籍を与えられず、国連難民高等弁務官事務所もその扱いに苦慮しているほどです。要するにビルマの少数民族問題をどのように処理すべきかは、ある意味でビルマの国内問題というよりは、国際社会が対処すべき側面のある問題です。

ビルマは、国際人権規約をはじめ、多くの国際人権条約には加入していません。しかし、ビルマの少数民族問題は、国際人権保障を論じるうえで、決して無視できない問題であることも忘れてはなりません。

外国人の法的地位

研究センター嘱託研究員
大阪大学大学院教授
村上　正直

大学の授業などで使用される国際法の教科書には、「外国人の法的地位」の問題が取り扱われる。ある国に居住する人を考えると、そこには、その国の国籍をもつ人とそれをもたない人がいる。前者が国民であり、後者が外国人である。国際法の教科書では、そのような意味での外国人をどのように処遇しなければならないのかが議論されている。より具体的にいえば、外国人の出入国の問題と、外国に滞在している者の法的地位の問題が説明される。いうまでもなく、国際法の教科書の記述や授業でなされる説明の背後には、国際法の他の分野と同様に、多くの研究の蓄積がある。外国人の法的地位の問題についても同様である。

いや、同様にそう言えるのか？私だけの意見かもしれないが、少なくとも日本についていえば、現在の国際法をも踏まえた研究の蓄積は十分ではない。しかし、これも「私のみるところ」ではあるが、外国人の法的地位の問題は、理論的に重要というばかりではなく、日本にとって重要な問題であるから、より活発な研究の進展が必要である。

では、なぜ、日本にとって重要な問題なのか。それは、事実の問題として、外国人の人びとが、今以上に増加し、日本の社会のなかで重要な役割を果たしていただく時代が来るかもしれないからである。今現在、人の移動が活発化しているなかで、日本に滞在する外国人が増加している。それは、将来的にもそれが続く可能性がある。例えば、以前から言われているように、少子高齢化が進行すると、日本の現在の経済規模を維持するためには、その労働力を外国人に頼らざるを得ない時代が到来するかもしれない。そうなれば、外国人をどのように処遇するかは、法的にも政策的にも重要な課題となるはずである。

他方で、外国人の取扱いに関する日本の法制度は十分なのか。私には、とてもそうは思われない。2つの理由だけをあげておこう。第1に、国際的な人権保障の観点からみた場合、国際的に保障されるべきとされているルールと、日本で行われているルールがずれているところがあるからである。第2に、外国にはわりと普通に存在し、日本でも必要と思われる法令が、日本にはないことである。例えば、日本では、いまでも外国人がマンションやアパートへに入居しようとする場合や、店舗に入ろうとする場合に、外国人だからといってそれが断られることがある。諸外国には、これを法的に禁止する法令があるのが普通である。

しかし、外国人の法的地位の問題は、膨大かつ複雑である。なぜか。第1に、外国人は人であるから、この問題は、人が生まれてから亡くなるまでの間にかかわりあいをもつ生活領域の全体に及ぶことになる。例えば、国籍、出入国、外国人登録、婚姻や親子関係、教育、雇用、医療、社会保障、裁判手続などが関係する。第2に、このことはまた、この問題が多種多様な法分野とかかわりあいをもつことを意味する。例えば、そこには、憲法上の権利の享有の問題（例えば、憲法上の人権の外国人への適用）から、私法上の権利の享有の問題（例えば、外国人への財産権・所有権の保障や平等原則の適用）まで、多数の法分野が含まれる。

第3に、外国人の法的地位の問題には国際法も口を出すが、この分野の国際法は重層的であり、厄介である。つまり、国際法上のルールには、①19世紀後半以降形成されてきた外国人の地位に関する慣習国際法、②伝統的な通商航海条約における相互の国民の権利・利益の保護の規則、及び③第2次世界大戦後の人権条約による保障という、3つの異なる流れのなかで形成されてきたルールが含まれる。私は、国際法学では、これらのルールを十分に体系的にまとめて説明することはできていないと思っている。

前記のように、この問題は日本にとって重要であり、その研究の必要性も大きい。勉強するしかない。が、勉強しはじめたとたんに、頭がくらくらしてきて、唸ることになる。問題が大きすぎて、ひとりの手にも、国際法研究者の手にもあまるからである。国際法と国内法の双方の研究者を動員して議論をしていくほかはないようである。

神輿を舁く人々

―洛中洛外図屏風諸本から―

京都文化博物館学芸員
研究センター嘱託研究員
西山　剛

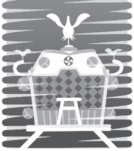

首都京都の姿を一双の屏風に描ききった洛中洛外図屏風は、美術的な評価とともに歴史資料としての価値も極めて高いことはよく知られている。内裏や幕府といった権力の象徴から、庶民生活の日常の営みまで一つの画面で描ききっており、文字に記されない人々の生活を伝える資料である。

洛中洛外図屏風には大まかに、二つのタイプに区分できる。一つは室町時代後半に制作された初期洛中洛外図と呼ばれるもの。内裏と室町幕府を描くことが定型とされており、現存最古の歴博甲本（国立歴史民俗博物館蔵）、織田信長から上杉謙信への贈答品とされる上杉本（米沢市上杉博物館蔵）など、原本・模本を合わせて四つの作例が確認されている。

いま一つは江戸時代以降、豊臣秀吉・徳川家康によって形成された京都を描いた一群の作品であり、こちらは方広寺と二条城が定型として描かれ、第二定型と呼ばれる。

洛中洛外図屏風諸本の中で共通して描かれるテーマに祇園会をあげることができるが、初期洛中洛外図と第二定型洛中洛外図の祇園会の描写、とくに三基（大宮・少将井・八王子）の神輿を見比べると、大きな違いがあることに気づく。

初期洛中洛外図では、神輿に勤仕する人々は、白衣など統一的な装束表現がとられているが、第二定型のそれでは装束の統一はみられず、それぞれ異なった柄物衣裳で御輿をかついでいる。この明確な変化は室町時代後半から江戸時代に至る中で神輿をめぐる環境が劇的に変化したことを物語っているのではなかろうか。この前提に立ち、当該期の史料を求めると次のようなものがみつかる。

> 祇園会御輿かき之儀、従前〃駕輿丁役出シ来候町〃之外、くわんかき之もの出候儀御停止之旨、先年被仰出候処、近年猥ニ罷出候よし不届ニ思召候

宝永元年（一七〇四）『京都町触集成』

既に川嶋将生氏によって紹介されている史料であるが、大意としては、祇園会の神輿舁について、駕輿丁役を出す町以外に「くわんかき」なるものが出仕しているので、これを停止するように、となる。この法令が京都町奉行所より町々へ触れ回され、神輿周辺の秩序を整えるよう命令がくだされた。「くわんかき」とは「がんかき（願舁）」という意味で、決められた正規の輿舁ではなく、自ら望んで神輿を担ごうとする人々のことをいう。

そもそも江戸時代以前の祇園神輿の渡御は、祭礼全体の中でも核となる儀礼であり、それに従う輿舁も「駕輿丁」という身分が与えられ、特権を有した職能集団であった。とりわけ大宮神輿に従うものたちは大宮駕輿丁と呼ばれ、普段は摂津今宮浜で魚介商売を行う人々でありながら、祭礼期間中だけ上洛し、神輿奉舁役に従事する。このことにより祭礼期間限定で独占的な洛中の魚介商売権を握っていた。この特権は公武双方から認定されており、他の集団が少しでもこの権利を侵害するようなことがあれば、彼らはすぐに神輿を舁かないと表明し、権益の保護を図るのであった。駕輿丁たちにとって神輿を舁く行為が自らの商業活動を支える重要な権利保障行為だったといえる。つまり江戸時代以前の神輿渡御は正規の駕輿丁が自らの勤めとして独占することが必須だったのであり、他のものが入り込むことは原則的に考えられないのである。

冒頭で述べた室町時代と江戸時代における御輿をかつぐ人々をめぐる絵画表現の変化は、室町期と江戸期の間に横たわる祇園神輿渡御の実体的な変化を象徴的に表しているのではなかろうか。確固たる儀礼として限定的な出仕者によって執行される室町期の段階から、願舁のような非正規の輿舁も参加する、より開かれた近世の段階への移行を意味していると考えられる。すなわち雑多な輿舁が出現してきたため、身分の統一的な秩序が崩れ、装束の統一が見られなくなった、ということである。

もちろんこう断言するにはさらに詳細な実証が必要だが、描写の変化に導かれ史料を求める姿勢は文献の枠にとじこめられない魅力的な仮説を求める主要な作業である。洛中洛外図屏風における祇園神輿の輿舁描写は大きな画面の中のささやかな表現であるが、そのささやかさの中にもダイナミックな歴史的展開が秘められている。このことこそ歴史資料としての洛中洛外図屏風の尽きせぬ魅力なのである。

金稔万さん本名裁判について

弁護士
空野　佳弘

1．金稔万さんについて

金稔万（キム・インマン）さんは、1960年生まれの在日朝鮮人二世であり、在留資格は特別永住者である。金さんはコリアンとしてのアイデンティティを大切にしたいと考え、2000年頃から生活のすべての領域で本名を使用してきた。大学にはいるまでは朝鮮人であることを否定的に捉え、隠そうとしてきた。しかし、高校の時の歴史の教師の影響や大学での韓文研での活動などで、朝鮮と日本の歴史を知り、自分のアイデンティティを肯定的に捉えるようになり、本名で生活するようになった。

2．金さんに対する通名使用の強制

金さんは、映像の仕事をしながらも、生活の糧は建設現場の日雇いの仕事で得ていた。2008年12月から、大手ゼネコンであるO社、その下請の解体業Y社、孫請けのH社という系列の元で、直接にはH社に雇用されていくつかの建設現場で本名で仕事をしていた。

ところが、2009年9月の末に、大阪梅田のAデパートの建て替え工事の第2期工事で働く際、突然H社の担当から、通名で行ってくれと言われた。

夜の仕事の前にH社の事務所に行くと、金さんの目の前でヘルメットに貼り付けてあった本名を書いたシールを何の断りもなく貼り替えて捨てた。金さんはそこまでやるかと思いながらも、通名を拒否すればその日の仕事がもらえないと思い、捨てられた本名のシールを拾ってポケットに入れた。金さんにとっては何が起きているか理解ができなかったし、不況で仕事がない中で喧嘩をすると仕事を失うことになるのでやむなく従わざるを得なかった。

3．裁判で明らかとなったこと

ゼネコン、下請、孫請け、そして国を相手とする損害賠償裁判が提起され、本年7月には関係者の尋問が実施

された。その中で、なぜこのような通名を押しつけることが起きたのか、事情が明らかとなった。

金さんは、２００９年３月後半に、Ａデパートの第一期工事で本名で二日間だけ働いたことがあるが、その際、元請けであるＯ社の現場事務長が、本名の金さんの名簿を見て、下請から元請に提出することになっている「外国人就業届」が出ていないと思い、下請のＹ社にそれを提出するように求めた。金さんの２日間の就労後、金さんについて「外国人就業届」がＹ社からＯ社に提出されている。

この「外国人就業届」については、少し説明が必要である。２００７年に雇用対策法が改正され、外国人を雇う事業所はハローワーク（公共職業安定所）に「外国人雇用状況の届出」を出すことを義務づけられることとなった。それに伴い、ゼネコン各社は、下請に対し下請が外国人を雇用している場合は、ハローワークに対する「外国人雇用状況の届出」の写し等を添付した上で、「外国人就業届」を元請けに出すことを義務とした。」ただし、特別永住者についてはこの二つの届出は適用されないこととされている。

金さんは特別永住者であるから、そもそも「外国人就業届」の提出は必要がなかったのであるが、元請けＯ社の現場事務長は金さんが特別永住者であることをよく確認もせずに、本名であるというだけの理由で下請に「外国人就業届」の提出を要求し、Ｙ社は金さんの外国人登録証をコピーを添えてＯ社に提出をした。

外国人登録書を見れば、金さんが届けの必要のない特別永住者であることが簡単に確認でき、元請けの事務長は自分の間違いに気づいたはずだが、事務長は確認もしなかったという。それで、間違いの訂正も下請に対し行わなかった。下請は下請で、間違いと分かりつつ元請けには逆らえないとして、「外国人就業届」を回避する目的で金さんに通名を押しつけたのである。通名なら外国人とわからないからと言う。同届けを出すとなると少し時間がかかり、その日に働けない可能性があった。すると予定した人数が揃わないことになる。

このようなつまらない理由で、金さんは通名を強いられた。在日朝鮮人の名前は、これほども軽んじられている。日本で暮らす人々の中で、何十万もの在日朝鮮人が本名を名乗れないことに苦しんでいる、ということを多くの日本人はもっと知るべきである。

（本件は本号刊行時、係争中であるが、筆者が主任弁護人であることから、執筆をお願いした。　編集部）

敦賀地方の産小屋を訪ねて

研究センター専任研究員
福嶋　由里子

研究第四部は、昨年度から「穢れと女性」を共同研究のテーマとし、穢れ思想と性差別の関連性について多角的に調査研究を行っている。今年度は、妊娠・出産に関する禁忌の一形態である産小屋に注目し、月例の共同研究会で先行研究の分析等を進めている。八月はいつもの会議室を飛び出し、産小屋の風習が比較的最近まで残っていた敦賀地方に赴き、二日間（八月十日～十一日）に渡る現地調査を行った。

初日は、敦賀市立博物館の学芸員の方に、敦賀地方における産小屋の慣習や関連祭儀等について話を伺った。その後、学芸員の方の勧めもあり、北陸道総鎮守と仰がれる気比神社を訪れた。この神社は、産小屋跡が多く残る地域にある常宮神社と深いつながりがあり、毎年夏には、気比神宮の祭神（男神）が、常宮神社の祭神（女神）に会うために海を渡る総参祭が行われている。気比神宮を後にした我々一行は、気比の松原を通り抜け、今回の主な調査地および宿泊地である色浜を目指し敦賀半島を北上した。二日目は、いよいよ産小屋の視察と産小屋で出産した経験のある女性たちへのインタビューである。

二日目の朝、宿泊した民宿の裏にある墓地と畑を抜け、川沿いの産小屋へ向かった。色浜の産小屋は、六坪の敷地に六畳二間（分娩室と生理室）という簡素な造りで、昭和五十年に福井県有形民俗文化財に指定されている。この産小屋は敦賀市により移築されたものである。以前は、集落内の寺と神社に挟まれた海岸近くにあったが、昭和三十九年以降利用者もなく、老朽化も進んだことにより所有者により取り壊される予定だった。いざ小屋の扉を開け、ひんやりとした土間に一歩踏み入れると、がらんとした部屋に、むき出しの天井から一本の綱が垂れ下がっていた。その他、小屋の中には、神棚、小さな炉、鍋類が残されているだけだった。

色浜の産小屋を視察した後は、実際にこの小屋で出産した女性二人に話を聞く機会を得た。お二人の話によると、出産間際までは畑仕事などをし、産気づくと小屋に入って、土間に引かれたゴザの上で、「取り上げ婆さん」という地区の女性の介助を受け、力綱を両手で握って座った状態で出産した

色浜の産小屋の外観

という。産後十日間は産小屋に滞在し、その期間の世話は、実母や取り上げの婆さんがしてくれたそうだ。

インタビューの後は、真夏の海水浴を楽しむ人々を横目に、敦賀半島に点在する産小屋跡を視察した。訪れた場所は、浦底、立石、手浦、沓、常宮、縄間、白木の七カ所。このうち実際に産小屋が残っているのは色浜と立石のみであった。立地に関して共通する特徴としては、色浜を含め、すべての産小屋の側には川が流れており、近くには祠があるという点が挙げられる。

産小屋の起源は、日本書紀にまで遡る。日本書紀には、豊玉姫が鵜の羽で葺いた小屋で出産したという記述があり、これが「産小屋」の由来とされている。その後、平安時代になると、死や血に対する触穢思想が広まり、月経や出産時の女性は不浄な存在とみなされ、他者と寝食を共にしないよう一定期間隔離される慣習が定着していった。このような風習は、北陸、瀬戸内諸島、四国、中国、伊豆諸島に分布していたが、比較的近年まで残っていたのが、敦賀半島といわれている。

色浜の産小屋内部：力綱

立石の産小屋の外観

立石の産小屋の説明には、「産小屋と別火の生活の習俗は、お産を赤不浄として、（中略）、他の人々と別れて生活することであり、忙しい農漁村産婦に十分な休養を取らせる一方策でもあった。（中略）。前近代的な遺習と思われがちであるが、存外の合理性を秘めた過去の出産習俗である。」と書かれていた。今回インタビューしたお二人も、産小屋に入ると、家事や農作業等で忙しい日々から解放されるので、特につらいとか、悲しいということはなかったと述べられていた。

確かに合理的な側面があることは否めない。しかし、だからといって、このような利便性で覆い隠された触穢思想によるジェンダー差別を見逃すわけにはいかない。便宜性を打ち出し、「女性が活躍できるよりよい社会を」という名目で進められている諸政策が、効果を伴わず一人歩きしてしまいがちなのは、人々の中に未だにジェンダー差別意識が深く根付いているからではないだろうか。一見、女性にとって好意的に見える施策も、その根底に流れるジェンダー差別を見破らなければ鵜呑みにできない。「女性も受け入れていた合理的な慣習なのに、何も今さらジェンダーの視点で掘り返さなくても」という声が聞こえてきそうだが、ジェンダー差別が織り込まれた制度が理にかなったものとして提示され、それがどのように「あたりまえ」のこととして受容されていったのか、そのカラクリを見破ることが、現在のジェンダーに基づく差別の改善の鍵になると信じ、今後も女性と穢れというテーマに、温故知新の精神で向き合っていきたい。

人権教育と高等教育改革の動向

研究センター客員研究員
大阪大学大学院教授
平沢　安政

ある本の中で筆者は「これからの人権教育の課題は、グローバル化し、多様な文化が交錯する21世紀という新しい時代において、批判的な分析力と自律的な判断力を備え、多様な他者とつながりあうことができる感覚やスキルを身につけた市民をどう育てるのかということである。」と述べたことがある。(1) 人権教育の焦点が「個別人権課題について教える」ことから「豊かな人権感覚を備えた市民力を育てる」ことに進化しつつあるいま、人権教育の枠組みについてあらためて検討する必要があると思われる。そこで本稿では、高等教育をとりまく最近の動向の中から注目すべきと思われることをいくつかご紹介し、人権教育の今後の課題について考えてみたい。

国立大学の法人化（２００４年）以降、大学改革が急スピードで展開されている。その中には、競争主義にもとづき大学間格差の拡大につながるような政策も数多くみられるが、他方では大学における教育の質的充実を後押しし、社会貢献を一層強化するための取り組みも多様な形で存在している。

筆者が勤務する大阪大学の場合、コミュニケーションデザインセンターやグローバルコラボレーションセンターなど、「専門分野を超えた対話力の育成」や「国際協力と共生社会に向けた人材養成」をうたった新しい部局が新たにつくられ、全学における教育の質的転換が図られている。また、リーディング大学院プログラム（オールラウンド型）として文科省に提案した「超域イノベーションリーダー養成プログラム」が採択され、２０１２年度からスタートしたところである。

このプログラムは、専門領域を超えて新しい価値やイノベーションを生み出す人材を育成する5年間一貫の博士課程プログラムであり、部局別・分野別につくられてきた従来の思考の枠組みや専門領域を超え、俯瞰力と独創力を持って、新たな社会的課題に取り組むことができる博士人材の育成をめざしている。このプログラムの根底にある考え方は、「専門領域を超える」「重要な社会的課題の解決を志向する」ということであり、異分野間を

つなぐ俯瞰力と課題解決力、ならびにリーダーシップの育成に焦点が当てられている。

大阪大学ではこのようなプログラムをモデルとして、大学院教育の全体を創り変えようとしており、学部教育においても、「リサーチスキル」「批判的思考（critical thinking）」「海外留学・インターンシップ」「PBL（問題解決型・プロジェクト型学習）」等に焦点があてられるようになりつつある。また「多文化共生」「安全・安心」「健康」「環境」などの各種複合領域的なテーマにもとづく横断型教育プログラムが「大阪大学未来戦略機構」のもとで全学的に導入されようとしている。

２０１２年６月に文科省から出された「大学改革実行プラン」(2)においても、「課題解決のために自ら考え判断・行動できる『社会を生き抜く力』の育成」や「主体的に学び、考え、行動する力の育成」が重視され、大学入試においても「クリティカルシンキング」（批判的・分析的思考）を重視した内容に転換することが求められている。また「教育の質保証」の観点からシラバスの書き方や授業評価の仕方を転換し、「実質的な学修」を可能にするための授業改革などが強調されている。

大学入試が本当にこのプラン通りに変わっていくのであれば、高校までの教育の在り方にも大きな影響を与えるだろう。学校教育においては近年、「新しい学力」「PISA型学力」の育成が強調されるようになってきたにもかかわらず、大学入試が依然として従来型の学力モデルを土台にしてきたからである。

高等教育をめぐるこのような動向にも留意しながら、小・中・高の各段階における人権教育の在り方を検討する必要があるのではないかと考える。「人権」という重要な課題に対処するうえで不可欠な資質や力量を育てる教育実践の中に、批判的・分析的思考、フィールド調査、異文化体験等を明確に位置付け、グローバル化・多元化する21世紀を「生き抜く」市民を育てる教育として展開することが求められているからである。「正解のない問いであっても、多面的・批判的に考えることができる」「対話力・コミュニケーション力を備え、協働作業に関与することができる」など、いま教育を通じて育てようとしている力は、人権教育においても核となるものであり、そのような広がりの中で人権教育のこれからを構想する必要があると考えている。

注

（1）平沢安政編著『人権教育と市民力』解放出版社、２０１１年、pp.26-27

（2）http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/__icsFiles/afieldfile/2012/06/05/1312798_01_3.pdf　（最終確認日２０１２年８月６日）

田端泰子著『歴史のなかの女性の人権』

研究センター嘱託研究員
関西大学他非常勤講師
源　淳子

本書は、世界人権問題研究センターが主催している「人権大学講座・講座人権ゆかりの地をたずねて」において、著者が１９９５年から２０１２年にかけて10回にわたって講演した内容をまとめた『人権問題研究叢書』の一冊である。

紙幅をとるが、本書で取り上げられた女性とは誰かを知るために、まずは目次を紹介したい。その小見出しは、講演時のタイトルでもある。

第１部　ジェンダーで見る女性の人権
１　中世の離婚と女性
２　ジェンダーの形成と女性の人権
第２部　京都ゆかりの女性たち
１　紫式部の女房づとめ
２　京の女性群像
３　室町・戦国期の東山―人と村と寺と―
４　日野富子と市井の女性たち
第３部　戦国・織豊期の社会と女性
１　信長時代の人質、秀吉時代の人質
２　浅井三姉妹と戦国時代の女性
３　細川ガラシャの生涯とその時代
４　苦難に磨かれた女性―春日局―

目次からはわからないが、本書に登場する女性は、その他にも北条政子、巴御前、坂額、市川局、少将、おあむ、八条院暲子、建礼門院徳子、織田信長の妹お市、信長の長女徳姫など数多く、読者は関心のあるテーマから読み進んでいくことができる。

著者が専門とする領域は中世であるが、その研究について、「現代的な課題をいつも念頭において、そういった点から自分の学問を検証していく」という姿勢を崩すことはない。つまり、時代社会に生きた女性が、どのような役割を担ったかを検証するとともに、彼女たちから

逆に時代社会を相対化する思想を発見していく。そして、その検証のために、それぞれの女性の背景や関係した人物など多様な資料を駆使して解きほどかれる。その内容は、婚姻、離婚、再婚、財産権、相続権、労働問題など多岐にわたり、現代的な課題とも重層する。その一方で、現代にはない問題として戦国時代の参戦、縁坐（夫の罪に対して妻の罪のかかりかた）、また、公家社会と武士社会における女性の生き方、役割の違いなどを解析する。もちろん市井の女性の生活も研究対象である。酒造りは近世以降「女人禁制」となったが、実は、それ以前に女性が造り売っていたという興味深い話もある。また、同じ中世でも前期と後期では異質なことを明らかにする。現代わたしたちが「女は弱い性」として問題視するジェンダー形成の起源は、戦国時代に確立したと著者はいう。逆にいうと、戦国時代に、男性の役割が明確になり、男性は弱腰であってはならないというジェンダーが確立した。

京都にゆかりのある女性がいかに多いかも知ることができる。近代以降、日本は東京が中心になってしまった。しかし、かつての都には歴史に名を残す女性がいた。本書では、それらの女性たちが生活していた場所が現在のどのあたりであったかを示し、著者が実際に訪ねた話は、遠い過去も一気に身近にさせる。

さらに本書は、歴史の流れを重視して、中世から古代の女性に遡る。その代表例が紫式部である。紫式部と関連する人と時代から、古代から中世への移りとその質の違いを知る。そして、中世から近世に及ぶ。春日局の役割に代表される。

本書には、NHK大河ドラマに登場した女性も登場する。例えば、お江（講演当時放映中）である。ドラマはお江が秀吉を父の敵（かたき）として語る場面が何度もある。しかし、それは違っていて、当時の敵の意味からは信長が父の敵となるべきであると指摘する。また、淀城の築城も秀吉が淀殿のためにつくったのではなく、穢れとされていたお産（産穢）のためにつくったもので、ドラマと史実は違うと指摘する。大河ドラマを観ている受講者は身を乗り出して聞かれたのではないだろうか。

その感動は、歴史的資料を恣意的に読まない著者の研究姿勢の成果である。歴史を読むことの意義を改めて示唆される著である。

神戸華僑歴史博物館

港情緒豊かな神戸市の旧居留地の西側、海岸通りに面したところに「神戸華僑歴史博物館」がある。明治維新後、開港地となった神戸には江戸時代に長崎に在住していた中国人約五百名がやってきて、当初は先に居住していた西洋人の家事使用人などの仕事についたのが中国人市民のはじめといわれている。その後貿易港として神戸が発展するにつれ、中国から渡日し、日中貿易を軸に、貿易で大きな利益をあげた人びとが現れた。のちに孫文の辛亥革命を側面から支えた呉錦堂などがその代表的な人である。一方、神戸の中国人は理髪師、洋服仕立て、中華料理、マッチの製造や港湾の業務にたずさわって生計を立てる人も多かった。また近年の調査研究によれば、アジア太平洋戦争末期には日本が占領した中国本土から強制徴用などによって神戸港の港湾労務などに働かされた中国人もおよそ一千名に達していたとされる。

さて、現在は兵庫県の中国人居住者は約二万五千人を越えている。このうち、約半数がいわゆる「老華僑」とよばれ、一九七二年の日中国交正常化以前から住んでいた人びとで、残りは「新華僑」とよばれ、その後に中国各地からやってきた人びとで、日本に定住するつもりでやってきた人も多く、近年では留学生も増加している。この他に「華人」とよばれる人びとがかなりいる。その人たちは「帰化」によって日本国籍を取得した人びとであり、その実数は知られていないが、相当の人がいることは確かとされている。また新旧の「華僑」の人びとの中にも日本国籍を取得する人びともいる。このように神戸に住んでいる中国系住民といっても多様であるが、人びとは百数十年の歴史の中で、さまざまな歴史の波の影響をうけてきた。一九三七年に日本の中国侵略が本格化

すると中国人は偏見と差別の目でみられ、事業も立ち行かなくなって帰国する人もいた。また神戸空襲で亡くなったり、家も仕事場も焼かれてしまった人も少なくない。阪神淡路大震災の場合も同様である。

この人たちが心の支えとして創立したのが「中華同文学校」である。その創立は一九一四年のことで、やがてもうひとつの学校と合併して一九三九年には小・中の九年制をもつ「神戸中華同文学校」となった。戦中や震災の被災をのりこえ、現在では約七百名の児童・生徒をもつ規模に達する「各種学校」である。ここでは日本の学習指導要領に準拠しながら、小学校一年生から中国語を教え、中国の歴史や文化も教育している。但し日本の高等学校への進学のためのテストは日本語で行う、などの工夫もこらされている。

もうひとつの心のよりどころはこの「歴史博物館」である。神戸在住の経済人などが拠出してできた「KCC会館」の二階に展示室、上階には資料室（安井三吉室長）があり、展示室は神戸開港から始まり、辛亥革命と華僑、華僑社会の発展、抗日戦争と華僑、華僑社会の再興、共生共栄の時代に生きる、などをテーマに時代ごとの特色が要領よく展示されている。この展示をみることで、改めて日本の近代と中国の関わり、また日本社会に生きた中国人の実像を知ることができよう。そして昨今の日本側の「中国恐怖論」や中国での「反日行動」をこえる視

落地生根（らくちせいこん）—— 華僑の生き方

落地生根とは、一人の人間が遥か故郷を遠く離れて、海を越え、異国の地に渡り、その土地の人たちと睦みあい、その地の習慣にもなじみ、家業をおこし、子や孫に囲まれて円満な家庭を築き、やがてはその地の土に帰するさまを言います。

私たち神戸の華僑は、山と海にかこまれた、この麗しの地、神戸こそが自らの子孫を育むべきところと思いさだめ、深く根をおろし、地域社会の発展に応分の財を寄せ、まごころと力を注いでまいりました。

一粒の種が地に落ち、芽を出し、根を生やし、枝を張り、やがては大樹となる——私たち華僑の生き方は、まさに「落地生根」なのです。

点を見いだすことの大切さも学べよう。

また林宏仁事務局長によると、新華僑の人びとに対する日本人や日本社会の隠れた差別、とりわけ入居差別などがあり、その実情を知って、親身な相談事業もできるような資料館をめざしたい、としている。展示室には「落地生根」という書額がかかげられている。

その意味は次のようである。「落地生根」とは、一人の人間が遥か故郷を離れて、海を越え、異国の地に渡り、その土地の人たちと睦みあい、その地の習慣にもなじみ、家業をおこし、子や孫に囲まれて円満な家庭を築き、やがてその土に帰するさまをいうとあり、華僑の生き方をさしている、という。（図版参照）

近くの南京町は人出で一年中賑わっている。その「春節祭」は神戸市の「地域無形文化財」に指定されており、

同文学校に対する行政の支援と合わせて日本社会に溶け込んでいる中国人の実像を、この資料館を見学することで、「華僑の歴史と社会」をもう一度見直してみたい。

（所　在　地）神戸市中央区海岸通三丁目一ー一
TEL　078ー331ー3855
（開館時間）10時～5時
（休　館　日）祝日の場合は翌木曜日・年末年始休館
（入館料金）一般（大人三〇〇円　学生（中・高・大）二〇〇円）
（特別割引）65歳以上の高齢者および団体
〔参考文献〕斯波義信『華僑』一九九五年　岩波新書。
神戸華僑華人研究会編『神戸と華僑―この一五〇年の歩み』神戸新聞総合出版センター　二〇〇四年
安井三吉『孫文と神戸―辛亥革命から九〇年』神戸新聞総合出版センター　刊
広田寿子『華僑のいま―日中文化のはざまで』二〇〇三年　新評論　刊

（研究第三部長　仲尾　宏）

京都府人権啓発フェスティバル「京都ヒューマンフェスタ 2012」参加企画

全国水平社の人々—創立 90 周年によせて—

来る 10 月 28 日（日)、「平成 24 年度京都府人権啓発フェスティバル 京都ヒューマンフェスタ 2012」（主催：京都人権啓発推進会議、京都人権啓発活動ネットワーク協議会、京都府）が、京都テルサで開催されます。

この「京都ヒューマンフェスタ」では、府内で活動されている NPO 法人の活動発表や、人権関係団体、大学等による企画展示、ゲストによるトークショー等の催しが行われており、幅広い府民の方々に人権についての理解を深めていただく機会の一つとして、定着してきています。

当研究センターも、毎年このフェスタに参加しており、昨年は研究第 4 部（女性の人権問題の研究）が「性差別の根源を探る—穢れ、女人禁制の地をたずねて—」をテーマに企画展を行いました。今年は研究第 2 部（同和問題の研究）が、「全国水平社の人々—創立 90 周年によせて—」をテーマに、写真パネルの展示及びギャラリートークを行うこととなりました。

日本社会にとって、部落差別の研究は歴史的課題であるのみならず、現在にもその存在が持続し、機能しているという点で極めて現代的な課題です。当研究センターの研究第 2 部では、これらの諸問題を歴史的・社会的視角から総合的に究明することを目的に研究活動を行っています。

今年は、部落差別の撤廃と被差別部落の人々の尊厳の回復を求めて「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と訴えた全国水平社が創立されてからちょうど 90 周年にあたることから、今回参加するフェスタの企画展では、この全国水平社の創立にたずさわった人々の軌跡を振り返ります。

彼らが生み出した創立宣言や綱領に示された水平社の理念や目標はどのように受け継がれ、またその具体化に向けてどのような取り組みが積み重ねられたのでしょうか。写真パネルの展示とギャラリートークを通して考えてみたいと思います。

◆ 日　時：2012 年 10 月 28 日（日）11:00 ～ 16:00
◆ 会　場：京都テルサ　西館 2 階ホワイエ（京都市南区東九条下殿田 70）
◆ テーマ：「全国水平社の人々—創立 90 周年によせて—」
◆ 展　示：写真パネル（全国水平社の創設者たち）
◆ ギャラリートーク：11:30 ～ 12:00、15:00 ～ 15:30 の 2 回
講師：本郷浩二氏（公益財団法人世界人権問題研究センター研究第 2 部専任研究員）
◆ 主　催：公益財団法人世界人権問題研究センター
◆協　力：水平社博物館

2012年度　人権大学講座

	月日曜	種　別	時　　間	講　座　名	講　師
9	10月17日 （水）	フィールド ワーク	13:30～17:00	八幡・淀の人権ゆかりの地を たずねて	仲尾　　宏 京都造形芸術大学客員教授 本郷　浩二 京都外国語大学他非常勤講師
10	10月26日 （金）	講義	13:30～15:00	人口減少社会における社会包摂 ―多様な住民が 　排除されないために―	安里　和晃 京都大学大学院特定准教授
		講義	15:15～16:45	差別戒名	吹田　良忠 妙心寺塔頭・慧照院住職
11	10月31日 （水）	講義	13:30～15:00	全国水平社創立の思想	手島　一雄 立命館大学他非常勤講師
		講義	15:15～16:45	「ちがいのちがい」からみる 普遍性と個別性	松波めぐみ センター専任研究員
12	11月９日 （金）	講義	13:30～15:00	人権文化の創造 ―人権教育・啓発の法と 　計画の課題―	上杉　孝實 京都大学名誉教授
		講義	15:15～16:45	雨森芳洲と朝鮮通信使	上田　正昭 京都大学名誉教授
		修了式	16:45～17:00	研究センター理事長　上田　正昭	

※第８回まで終了

開催日程　６月19日（火）～11月９日（金）　全12回
時　　間　午後１時30分～（※受付：午後１時～）
会　　場　ハートピア京都（中京区烏丸丸太町下ル）※10月17日（水）のフィールドワークを除く
受 講 料　１回2,000円（年間20,000円）

【2012 年度】
講座・人権ゆかりの地をたずねて

会場が変わりました

回　数　全８回
曜　日　土曜日
時　間　午後２時～３時３０分
（受付は、午後１時３０分～）
場　所　ウイングス京都
（中京区東洞院通六角下る）
受講料　１，０００円（１回）
＊ 賛助会員は無料
＊ 予約不要、当日受付

地下鉄烏丸御池駅（5 番出口）または
地下鉄四条駅・阪急烏丸駅（20 番出口）下車徒歩約 5 分

回	月日	講師	テーマ・内容
5	10月20日（土）	秋定　嘉和 センター嘱託研究員 池坊短期大学　名誉教授	京都東南部の生活と人権 ― 港・酒・遊所 ―
6	11月17日（土）	馬場　まみ センター嘱託研究員 京都華頂大学教授	服装からみる 江戸時代の女性と階層
7	12月15日（土）	川嶋　將生 センター嘱託研究員 立命館大学衣笠総合 研究機構教授	清水寺と信仰 ―物語のなかの「弱者」
8	1月26日（土）	上田　正昭 研究センター理事長 京都大学名誉教授	石田梅岩とこころの学問 ― 京都が生んだ心学の先人 ―

※第４回まで終了

お問い合わせ　（公財）世界人権問題研究センター（TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750）

〈海外の人権紀行〉

市民セクターと政府の協働と対抗
——韓国の事例から

「多文化共生」はすでによく聞くようになった言葉だが、多義的で人によってもイメージが異なる言葉である。人の往来が増す中、徐々に日本だけではなく他のアジア諸国でも用いられるようになった。日本より遅れて外国人労働者を導入し、国際結婚が増大した韓国では、2005年、日本の研修技能実習制度を参考にした外国人労働者の受け入れ政策である産業研修制度が廃止され、雇用許可制度が導入された。また結婚による移民が増えたため、2007年に在韓外国人処遇基本法を、2008年には多文化家族支援法が公布された。多文化政策が法令として定められ、日本ではあまり聞かれない社会統合という用語も行政用語として定着している。また多文化家族支援センターが全国各地に200以上設立され、韓国語や出身国の言語教育、子どもに対する教育、カウンセリング、就労支援といった様々なサービスを提供している。

　社会的企業育成法という法律も2007年に制定され、社会的使命を持つ企業に対して中央政府や自治体が財政など幅広い支援をはじめるようになった。多くは環境や福祉部門に焦点を当てているが、2011年から多文化支援も社会的企業として認められるようになり、移民が経営するカフェやレストランなども相次いでオープンするようになった。

　このように革新的な政策は、進歩的な政権であった金大中や盧武鉉（ノムヒョン）大統領の在任中に次々と進められた。多文化家族支援センターをはじめとする移住労働者や移民に対する支援や社会企業を担っているのは宗教組織、NGO・NPOといった市民組織である。こうして、対抗的であった政府と市民組織は社会的使命の実現に向けて協働体制を構築したのである。これは独裁政権が続いた韓国において、政策の大きな転換であったと言ってよい。

　2008年、こうした政策は右派と呼ばれる李明博政権になっても紆余曲折を経ながら引き継がれた。李明博政権は経済政策を重要視し、過去の進歩系政権とは大きく異なる政策をとってきた。「韓国747」計画による経済成長戦略、その1つとしての自由貿易協定の積極的な締結による輸出振興策が例として挙げられる。反面、対北朝鮮政策は重要視されなくなり、盧武鉉時代の太陽政策とは大きく異なる政策をとった。たとえば延坪島砲撃事件には、軽視された北朝鮮による抗議の意味が隠されている。

　多文化共生政策は経済成長戦略を遂行する上でそれほど重要なものではなくなっていた。同政策の所管となっている女性家族部は、解体の危機にさらされたが、根拠法令により政策は継続した。とはいえ、市民セクターとの協働となるはずであった多文化共生政策などは、逆に右派政権と結びつくことで飼い慣らされるといった逆説的な現象となりつつある。かつて盛んだった外国人労働者人権保護活動は、移民に対する政府の委託事業へとって代わり、予算のつかない短期滞在の労働者にかんする運動は、明らかに下火になっている。これは研究も同様である。市民セクターと政府の協働は、政府によって逆に市民セクターが飼い慣らされるのであれば、これはまた市民運動の大きな転換点となっている。政府と市民セクターのこれからの関係を考える上でも、12月の選挙は大きな意味を持つであろう。

（研究第四部嘱託研究員　京都大学特定准教授　安里　和晃）

▲移民を対象にした炊き出し。
企業ボランティアが活動を支えている

▲中国朝鮮族、漢族、北朝鮮からの
移住労働者の集住地区

▲中国系、旧ソビエト系の朝鮮族を保護する
シェルター（ソウル）

▲8月15日の光復節における
ソウル市内での集会にて

▶フィリピン人集住地区における日曜ミサ。神父さんもパワーポイントを使う時代に。

GLOBE
グローブ・No.71　2012年10月15日発行　発行人／理事長・上田正昭　印刷／田中プリント

人権問題研究叢書　第7号刊行

歴史のなかの女性の人権

定価　1,500円（税別）　　カバーデザイン：京都市立芸術大学　江尻紗耶未氏

※2012年11月刊行

「賛助会員」募集中

◎年会費　個人会員　１万円（学生は５千円）　法人会員　５万円
◎特　典　・『グローブ』（季刊：年４回発行）『年報』の無償送付。
　　　　　・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付。
　　　　　・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。
　　　　　・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。
　　　　　・当センター主催の講演会等への優先案内。
◎お問い合せ、お申込みは下記へ。

公益財団法人　世界人権問題研究センター
〒604-8221　京都市中京区錦小路通室町西入天神山町290番地１
TEL 075-231-2600　FAX 075-231-2750
［URL］http://www.mmjp.or.jp/jinken/［E-MAIL］jinken@kyoto.email.ne.jp